

日本知財学会第 10 回年次学術研究発表会 セッションレポート

1. 作成者	知財 PeCo 高井学（アークレイ株式会社） 堀家 and 博（千葉特許事務所）
2. テーマ	企画セッション 「Status and Issue on IP Business Practice in Mexico」 （メキシコの知的財産実務の現状と課題）
3. レポート	<p>                     &lt;特許制度－日本との比較－&gt;                      先願主義であるが、先後願は、秒単位でも確認する。期間延長制度はあるが、在外居住者に対する猶予期間がない。審査請求制度がなく、当然、第三者による審査請求もできない。国内優先制度はない。<b>Final Rejection</b> 後の反論は、特許庁への不服申立となり、その後の控訴や再審査などはない。医薬出願では、特許対象は有効成分のみであり、使用方法などの特許は不可能であり、特許期間は出願から 20 年であり、特許期間延長制度はない。情報提供は、公開から 6 ヶ月以内にする必要がある。                 </p> <p>                     &lt;商標制度－日本との比較－&gt;                      1 分類 1 出願であり、商品やサービスの追加による別途費用の支払はない。使用宣誓書は必要ない。優先審査制度はない。出願から 6 ヶ月以内に法上審査されることとなっており、平均 3、4 ヶ月で <b>First OA</b> が発行される。商標の権利期間は出願から 10 年で、更新に猶予期間はない。<b>Final Rejection</b> 後の不服申立は、訴訟で進めた方が効率的である。防護商標制度や異議申立制度はない。マドリッド協定議定書による手続は 2013 年 4 月 25 日に開始予定である。                 </p> <p>                     &lt;権利行使&gt;                      主に模倣品の取締対応が多くなされ、模倣品による被害は年間 743 億ドルである。1 年間で販売された製品の 54% が模倣品との報告もあり、社会的に大きな問題である。知財権の侵害に対し民事訴訟も可能であるが、刑事訴訟が審理の迅速さと費用の面で有効である。刑事訴訟には、侵害品が正規品と同一との制限があるが、賠償金も刑事訴訟を通じて得られる。差押は、税関で多く実施され、この 3 年間を通じ大変有効な手立てである。多くの製品は中国製である。                 </p>